

(参考)

おむつに係る費用の医療費控除の取扱  
いについて (昭和六十二年十二月十八  
日付健政発第六五九号、健医発第一三  
七六号、社老第一二八号及び保文発第  
八五一号照会に対する回答)

(昭和六二・一二・二四 直所三一二一)

標題のことについては、貴見のとおりで差  
し支えありません。

おむつに係る費用の医療費控除の取扱  
いについて

[昭和六二・一二・一八 健政発六五九  
・健医発一三七六・社老一二八・保文  
発八五一]

いわゆる寝たきり老人は、疾病に対する抵  
抗力が弱く、病状が長期化、重篤化し、更に  
合併症を起こすが、然性が極めて高いため、  
一般の患者に比べ疾病の治療が非常に困難で  
ある。また、寝たきり老人でなくても、傷病  
により寝たきりとなった者についてもこれと  
同様であり、このような者の疾病の治療を行  
う上においては、おむつの使用が欠かせない  
現状にある。

このため、これらの者の治療を継続的に行  
っている医師が、その治療上おむつを使用す  
ることが必要であることを認め、左記1の者  
を対象として左記2の証明書を発行した場合  
のそのおむつに係る費用(紙おむつの購入費  
用及び貸おむつの賃借料)は、医師の治療を  
受けるため直接必要な費用と認められ、医療  
費控除の対象となると解されるが、貴庁の見  
解を承りたく照会する。

なお、おむつに係る費用が医療費控除の対  
象として認められる場合は、当該証明書は昭  
和六十三年一月一日以後発行させることとす  
る。

記

1 対象者

医師の診療時において左記の条件のい  
れも満たす者

① 傷病によりおおむね六か月以上にわた  
り寝たきり状態にあると認められる者

② 当該傷病について医師による治療を継  
続して行う必要がある者、おむつの使用が  
必要と認められる者

2 証明書

(1) 様式……別紙「おむつ使用証明書」

(2) 記載者……寝たきり状態の原因となっ  
た傷病について継続して治療を行って  
いる医療機関の医師

イ 入院(所)中及び退院(所)時……

入院(所)した医療機関の医師が記載  
する。

ロ 在宅で治療中……継続して治療を行  
っている医療機関の医師が記載する。